

望まない受動喫煙 ゼロをめざして



昨年7月に健康増進法が改正され、2020年4月1日の全面施行へ向け、段階的に受動喫煙対策が強化されることとなりました。

受動喫煙とは「他人のたばこの煙を吸わされること」です。タバコから出る煙や、喫煙者が吐き出す煙（副流煙）にも有害物質が含まれていて、喫煙者の近くにいる人にも健康被害が及びます。

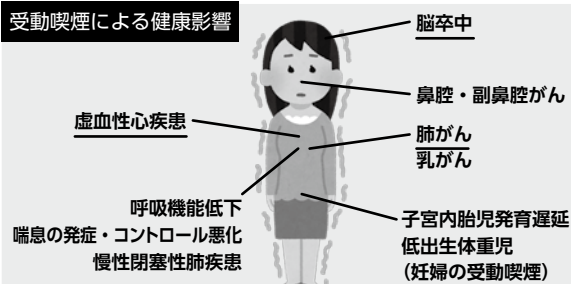
日本国内で受動喫煙により亡くなる人の数は年間1万5千人との報告もあります。（厚生労働省研究班）

“望まない受動喫煙”を無くすために、非喫煙者へ配慮することが求められています。

受動喫煙によってリスクが高まる疾患等

紙巻たばこの主流煙には、4,300種類の粒子成分、1,000種類のガス成分が含まれており、これらの中には発がん性物質が約70種類含まれています。また、副流煙についても、下記の健康影響があることが分かっています。

受動喫煙による健康影響



※下線あり…「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」とされている疾患等
下線なし…「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分でない」とされている疾患等
出典：厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」

おたずね／健康増進課 ☎21-6976

下水道事業 (公共下水道事業、集落排水事業等) を公営企業に移行します

下水道事業と水道事業の 組織を統合します

下水道事業の経営の効率化を目的として、平成31年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業に移行します。併せて、水道事業と組織を統合します。

これに伴い、代表者名が「出雲市長」及び「出雲市水道事業 出雲市長」から「出雲市上下水道事業管理者」へ変更になります。

料金等の納め方に変更はありません

移行及び組織統合後も料金等（水道料金、下水道使用料、負担金、分担金）の納め方に変更はありません。

また、現在、口座振替をご利用の方は、払い込み先が「出雲市会計管理者」及び「出雲市水道事業企業出納員」から「出雲市上下水道局企業出納員」に変更になりますが、市と金融機関で対応しますので、変更の手続きは不要です。

おたずね／下水道管理課 ☎21-2226

気軽に筆談セミナー

参加費
無料



職場や学校など、あなたの周りに「耳マーク」「筆談マーク」はありませんか？

マークはあるけれど、筆談の仕方はわからない、うまく書けるのか、しっかり伝わるのかが不安…。筆談は特別な技術の習得も必要なく、誰でも手軽に行うことができます。

書く方も読む方も負担が少なくなる「筆談のコツ」を知れば、よりわかりやすくスムーズなコミュニケーションに役立ちます。ご参加お待ちしております。

- とき／3月10日(日)
10:00～12:00
- 場所／出雲科学館(今市町)
- 定員／20名程度(先着順)
- 申込締切／3月7日(木)

内容

- ・耳の聞こえない方(難聴者)のお話
- ・筆談の3つのコツと気をつけること
- ・便利なツール
「筆談ボード」と「筆談アプリ」
- ・筆談体験

要約筆記
あります

申込方法

福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

参加希望の人は電話、FAX、メール(件名は「筆談セミナー申込」としてください。)のいずれかで①講座名「筆談セミナー」②氏名③住所④連絡先を明記の上お申込みください。
※介助・手話通訳その他何らかの配慮が必要な人は、お申込時にお伝えください。

手話をやってみよう！

今月は、「引っ越し」です。
ぜひやってみてください！

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開しています。「出雲市 YouTube」で検索してください。



両手で屋根の形を作り、
右から左へ動かします。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598



山陰
まんなか
共和国
中海・宍道湖・大山圏域市長会

中海・宍道湖・大山圏域市長会 通信

中海・宍道湖・大山圏域市長会は、中海と宍道湖沿岸の5市(出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市)で構成しています。5市が連携して取り組むことで実現が可能になる事業や、より大きな効果が期待される事業に一体となって取り組んでいます。

山陰いいものマルシェを開催します

中海・宍道湖・大山圏域を中心に、それぞれの風土や文化、伝統の中で生産・収穫された生鮮品や加工品などを一堂に集め販売する「山陰いいものマルシェ」を開催します。

こだわりのある山陰のいいものを見つけにぜひお出掛けください。

と き：3月24日(日) 10:00～16:00
※荒天中止(少雨決行)

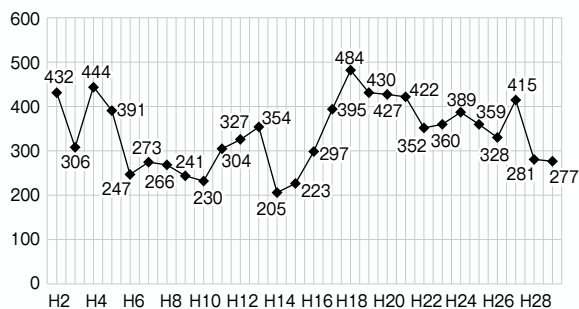
ところ：松江城周辺(松江市殿町)



その他詳細は、山陰いいものマルシェホームページをご覧ください。 <http://sanin-iimono.jp/>

おたずね／山陰いいものマルシェプロジェクト実行委員会 事務局：松江商工会議所内 ☎0852-32-0505
出雲市政策企画課 ☎21-6612

相談件数の推移



平成元年、「人間に医師がいて動物に獣医師がいるように、樹木にも診断や相談ができるお医者さんが必要ではないか」という考えから、木の医者「樹医」が認定され、樹木の健全な育成を図るとともに、樹木への関心と愛情がさらに市民の中に根ざすことを期待し、『樹医制度』が創設されました。



出雲市樹医制度 三十年を顧みて

出雲市樹医 勝部 治良

三月末に出雲市樹医センターは閉所いたします。
長い間ご利用いただき、ありがとうございました。

【樹医センターの設置】

創設当初、要望のあった市民宅を樹医が訪問し、病虫害・管理方法等様々な相談に乗る樹医制度は、大きな反響がありました。

平成六年頃からは相談件数が二百件台に低迷したため、「名木20選」「地区の木16選」を契機に啓発普及に努めました。また、『出雲ふるさと森植樹祭』や『出雲「花と緑」総合フェスティバル』のイベントが相談件数の回復につながりました。樹医の増員も行い、地球環境改善に一役買いました。

【社会環境の変化】

二十一世紀に入り地球環境保護の大きなうねりの中で緑資源の大切さが叫ばれていますが、一人ひとりの身の回りの植物に対する気配りは、生活環境の効率性や経済性から後退気味です。

松くい虫被害から庭木用クロマツの需要の低迷、ガーデニングブームやテレビ番組等での相談の減少傾向も影響していることでしょう。

【樹医による診断から治療サービスへ】

環境保護の中で緑資源は最も大切です。診断のみならず同時（並行的）に治療が行えるシステムづくりが必要だと思います。

樹医センター閉所後は、より市民ニーズを取り入れたホームページ等を活かし、民間業者による治療サービスへと進化していくことでしょう。

おたずね／出雲市樹医センター ☎22-6497